

2/17年版

攻撃の危険認めず

戦争法違憲差し止め東京訴訟――審も棄却

集団的自衛権行使棄却しました。

すねたために自衛隊が出動するのに差し止め

などを求めた「安保法のために出動する」と

制憲東京差し止め訴訟」の控訴審判決が16

日、東京高裁であります。高橋誠裁判長は

「出動しても国民や國士が武力攻撃を受ける

と見なして、2016年4月に提訴。20年に東京地裁で敗訴し、控訴していました。

判決で高橋裁判長は「(日本への)武力攻撃が高いことを厭付ける事実がない」として、一切迫し具体的な危険が



「司法の責任放棄」と判決に抗議する弁護士ら=16日、東京高裁前

た。

原告は「いつ日本が戦争当事国になる危険性、不安と恐怖さらされた精神的苦痛」に利害侵害や危険性がありますが、判決は「現実の損害賠償を求めてい

立証されてない以上、賠償を義務づける利益侵害があるといえないと避けました。

戦争法が違憲かどうかについて「裁判所は抽象的事象について憲法に適合するか、判断する権限を有しない」とのべ、一審と同じく判断を避けました。

判決後、高裁前では弁護士らが「忖度(そりました)。

んだ)不当判決」「司法の責任放棄」と書かれたのぼりを出して抗議しました。弁護団共同代表の杉浦ひとみ弁護士は「一つ間違えば戦争になるような危険な現状があるので『戦争が起きないと危険かどうかわからない』といつているに等しい。負けない判決だ」と語りました。